○岡山市土壌汚染対策関係事務手数料条例

平成21年10月8日

市条例第52号

改正 平成22年5月19日市条例第35号

平成30年3月20日市条例第39号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に基づく審査の事務に関する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料)

- 第2条 法に基づき許可等の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、申請1件についての額とする。
 - (1) 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 2 40,000円
 - (2) 法第22条第4項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 222,000円
 - (3) 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 220,000円
 - (4) 法第27条の2第1項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、法第27条の3第1項の規定による汚染土壌処理業者である法人の合併若しくは分割又は法第27条の4第1項の規定による相続人が汚染土壌処理業を引き続き行うことの承認の申請に対する審査 120、000円

(納付時期)

第3条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成22年市条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年市条例第39号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。